

目 次

労働保険の年度更新手続き等はお早めに	1
いばらき就職・生活総合支援センターのご案内 / 子育てママ再就職支援事業のご案内	2
平成 26 年度県立産業技術短期大学校生募集 (推薦入学) について	3
平成 25 年度雇用関係助成金が変わりました! / 労働時間等設定改善について	4
第 8 次粉じん障害防止総合対策について / 石綿による疾病の補償・救済について	5
両立支援助成金をご利用ください / 男女均等な採用選考ルールを守りましょう	6
労働委員会の窓から	7
第 84 回メーデーが実施されました / 勤労者のための生活資金融資制度のご活用を	8

労働保険の年度更新手続き等はお早めに

< 受理相談会を開催いたします >

労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告手続は、平成 25 年 6 月 1 日から 7 月 10 日までとなっております。お手元に送付されている「労働保険年度更新 申告書の書き方」等により申告書を作成され、期日までに必ず申告手続をお願いいたします。

初めて年度更新手続をされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方などのために、各労働基準監督署等で受理相談会を開催するとともに、労働保険年度更新コールセンターも開設しますので、お気軽にご利用下さい。

なお、受理相談会の日程につきましては、郵送しました申告書に同封の資料「茨城労働局のお知らせ」に記載されておりますので、ご参照ください。

平成 25 年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署別	月 日	時 間	会 場
水戸	7月8日(月)・9日(火)	9:00 ~ 16:00	茨城県職業人材育成センター 本館中研修室 A11
	7月10日(水)		茨城県職業人材育成センター 研修棟中研修室 B33 (水戸市水府町 864-4)
	7月8日(月)	9:30 ~ 16:00	常陸太田市商工会 大会議室 (常陸太田市中城町 3210)
	7月9日(火)	10:00 ~ 16:00	大子町立中央公民館第1研修室 (久慈郡大子町池田 2669)
	7月10日(水)	9:30 ~ 16:00	常陸大宮市文化センター 会議室 1 (常陸大宮市中富町 3135-6)
日立	7月8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00 ~ 16:00	日立労働基準監督署 1階会議室
	7月10日(水)	9:30 ~ 15:30	ハローワーク高萩 会議室 (高萩市本町 4-8-5)
土浦	7月9日(火)・10日(水)	10:00 ~ 16:00	ワークヒル土浦 (土浦市勤労者福祉センター研修室 1) (土浦市木田余東台 4-1-1)
	7月9日(火)	10:00 ~ 16:00	小美玉市四季文化館 風のホール (小美玉市部室 1069)
筑西	7月8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00 ~ 16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室
古河	7月8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00 ~ 16:30	古河労働基準監督署 2階会議室
常総	7月8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00 ~ 16:00	常総労働基準監督署 会議室
龍ヶ崎	7月8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00 ~ 16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室
鹿嶋	7月8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00 ~ 16:00	鹿嶋労働基準監督署 2階会議室

水戸・土浦労働基準監督署においては、駐車場が手狭なため来署される皆様にご迷惑をかけるおそれがありますので、受理相談会場をご利用いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】茨城労働局総務部労働保険徴収室 029-224-6213
または最寄りの労働基準監督署まで

いばらき就職・生活総合支援センターのご案内

就職を目指す皆さんに、就職や生活の安定に関する支援・相談を行い、総合的にサポートいたします！

就職支援 (029-300-1916・029-300-1715)

- 相談時間 ▶ いばらき就職・生活総合支援センター 平日 9:00～20:00 土日 9:00～17:00
 ▶ 各地区就職支援センター 平日 9:00～16:00
- 相談内容 ▶ 職業紹介，求人情報の紹介・提供
 ▶ カウンセリングや適性診断，各セミナーの実施など

労働相談 (029-233-1560)

- 相談時間 ▶ いばらき労働相談センター（いばらき就職・生活総合支援センター内）
 平日 9:00～20:00（相談受付は 19:30 まで） 土日 10:00～16:00（相談受付は 15:30 まで）
- 相談内容 ▶ 労働条件，採用，解雇，賃金不払い，職場でのいじめ，パワハラ，セクハラなどに関する労働相談
 ▶ 各地区で面接による相談を希望する場合は，センターの相談員が日程調整の上出張面談を行いますので，事前にご連絡ください（出張面談を行う場所は，各地区就職支援センター内となります）。

生活支援 (029-232-1245)

- 相談時間 ▶ いばらき就職・生活総合支援センター 月・水・金 10:00～16:00
- 相談内容 ▶ 生活福祉資金など貸付制度に関する相談，生活保護などの要件や手続きに関する相談，県営住宅や雇用促進住宅の情報提供や入居手続きに関する相談など



(0294-80-3366)

(0294-27-7172)



(0291-34-2061)

(029-825-3410)

(0296-23-3811)

子育てママ再就職支援事業のご案内

茨城県は、出産や育児のために離職した女性の再就職を支援します。県内各地の就職支援センターでキャリアカウンセラーのカウンセリングを受け、再就職のため職業訓練が必要であると認められた方に対し、職業訓練講座にかかる費用の2分の1を、10万円を限度に県が補助します。

補助の対象となる方は、茨城県に住む女性で、出産・育児のため離職して現在無職であり、再就職を希望されている方です。なお、雇用保険を受給中の方は、補助の対象となりませんので御注意下さい。

【お問い合わせ】

茨城県商工労働部労働政策課雇用促進対策室 029-301-3645
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/mama/>

平成 26 年度県立産業技術短期大学校生募集 (推薦入学) について

県立産業技術短期大学校では、産業界において即戦力となる IT 技術者を育成しています！

新卒者の就職率は開校以来 7 年連続で 100% を達成！！

また、開かれた短大校として既卒者のための社会人特別推薦制度を設けています。

IT 技術者の証である基本情報技術者試験（国家試験）は、企業から高く評価され、全国での合格率が 20% 前後と難関資格でありながら、産業技術短期大学校では、卒業時には**約 80% の生徒が合格しています！**

1 募集内容について

募 集 施 設	募集訓練科 (募集定員)
茨城県立産業技術短期大学校 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 http://www.ibaraki-it.ac.jp/	情報システム科 (10 人) / 情報処理科 (10 人)

2 選考方法について

項 目	内 容																
応募資格	<p>高等学校又は中等教育学校を平成 26 年 3 月に卒業（見込みの者を含む）で次のいずれにも該当する者</p> <p>高等学校長又は中等教育学校長からの推薦された者 本校の入学を専ら志願し、合格した場合入学することを確約できる者 次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査書の全体の評定平均値が 3.0 以上である者 基本情報技術者試験に合格している者 																
	<p>高等学校又は中等教育学校を卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>事業主推薦（茨城県内の事業所に勤務する者(内定者含む)で、概ね 35 歳以下の者） 大学・短期大学等学長（校長）推薦（大学、短期大学及び専修学校（専門課程）等を平成 26 年 3 月に卒業見込みの者） 高等学校等既卒者自己推薦（概ね 35 歳以下の者で、本校の目的と希望する学科の特色を理解し、自ら強い学習意欲を持ち入学を希望する者）</p>																
	<p>高等学校又は中等教育学校を卒業（見込みの者を含む）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次のいずれにも該当する者</p> <p>訓練を受けるに当たって他の者の介助、又は特別な支援を必要としない者 概ね 35 歳以下の者</p>																
選考試験	<p>高等学校長 ・中等教育学校長 推薦</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付期間 平成 25 年 9 月 2 日(月) ~ 平成 25 年 9 月 27 日(金) 選考日 平成 25 年 10 月 4 日(金) 合格発表 平成 25 年 10 月 11 日(金) 選考内容 学力試験（数学・数学 A）、面接 																
	<p>特別推薦</p> <ul style="list-style-type: none"> 選考日程 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程区分</th> <th>受付期間</th> <th>選考日</th> <th>合格発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期日程</td> <td>9 月 2 日(月)~ 9 月 25 日(水)</td> <td>9 月 28 日(土)</td> <td>10 月 4 日(金)</td> </tr> <tr> <td>中期日程</td> <td>9 月 26 日(木)~ 10 月 23 日(水)</td> <td>10 月 26 日(土)</td> <td>11 月 1 日(金)</td> </tr> <tr> <td>後期日程</td> <td>10 月 24 日(木)~ 11 月 13 日(水)</td> <td>11 月 16 日(土)</td> <td>11 月 22 日(金)</td> </tr> </tbody> </table>	日程区分	受付期間	選考日	合格発表	前期日程	9 月 2 日(月)~ 9 月 25 日(水)	9 月 28 日(土)	10 月 4 日(金)	中期日程	9 月 26 日(木)~ 10 月 23 日(水)	10 月 26 日(土)	11 月 1 日(金)	後期日程	10 月 24 日(木)~ 11 月 13 日(水)	11 月 16 日(土)	11 月 22 日(金)
	日程区分	受付期間	選考日	合格発表													
前期日程	9 月 2 日(月)~ 9 月 25 日(水)	9 月 28 日(土)	10 月 4 日(金)														
中期日程	9 月 26 日(木)~ 10 月 23 日(水)	10 月 26 日(土)	11 月 1 日(金)														
後期日程	10 月 24 日(木)~ 11 月 13 日(水)	11 月 16 日(土)	11 月 22 日(金)														
<p>身体障害者 自己推薦</p> <ul style="list-style-type: none"> 選考内容 筆記試験（適性検査）、面接 																	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 推薦入学者選考試験で選考にもれた者は、新たに手続きをして一般入学者選考試験に応募することができます。 推薦入学者選考試験を複数回受験することはできません。 																

茨城県ものづくり人材育成ブログ（茨城県職業能力開発課公式ブログ） <http://shokunoibaraki.blog.fc2.com/>

茨城県職業能力開発課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syookou/shokuno/shokuno.htm>

平成 25 年度雇用関係助成金が変わりました！

厚生労働省では事業主の方に対する雇用関係の各種助成金制度について、平成 25 年度から、以下のとおり非正規労働者のキャリアアップ支援、若年層の安定雇用の確保、高齢者の就労促進などを目的とする新しい助成金を設けました。また、既存の助成金で類似するものを統廃合して分かりやすく、活用しやすい制度体系にしました。現在の各種助成金については、厚生労働省ホームページをご覧ください。お問い合わせは、茨城労働局又はハローワークへお気軽にお電話ください。

厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

新設の助成金	
新助成金名	概要
有期・短時間・派遣労働者等 キャリアアップ助成金	企業内において有期契約労働者（短時間労働者、派遣労働者を含む）および正規雇用以外の無期契約労働者のキャリアアップを図るため、各種取り組みを実施した事業主に対して助成します。 派遣労働者雇用安定化特別奨励金、均衡待遇・正社員化推進奨励金、キャリア形成促進助成金（一部）を統廃合しつつ、メニューも刷新し、新たな助成制度として創設。
高齢者雇用安定助成金 （高齢者活用促進コース） （高齢者労働移動支援コース）	（高齢者活用促進コース） 高齢者の活用促進のための環境整備を実施した事業主に対して助成します。 （高齢者労働移動支援コース） 定年退職予定者の労働移動受け入れを行った事業主に対して助成します。
若年者人材育成・定着支援 奨励金	事業主が若年者に対して職業訓練を行った場合および訓練終了後に正規雇用として雇い入れた場合に一定額を助成します。

【お問い合わせ】茨城労働局職業安定部職業対策課 029-224-6219

労働時間等設定改善について

「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」のポイント

1 労使間の話し合いの機会をつくりましょう。

労働時間等の見直しを図るためには、それぞれの労働者の抱える事情や企業経営の実態を踏まえ、企業内において労使が十分に話し合うことが重要です。

（具体的な話し合いの内容例）

- ・年次有給休暇の取得率の目標づくり
- ・年次有給休暇の計画的付与制度の導入など年次有給休暇を取りやすくする具体策

2 年次有給休暇を取得しやすい環境を整備しましょう。

3 所定外労働を削減しましょう。

職場意識改善助成金（申請期日 平成 25 年 7 月 31 日）

所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進などを目的とした、研修、周知・啓発などの取り組み（この助成金では、それぞれの取り組みを「事業」といいます）にかかった費用を助成します。

【例】職場意識改善コース（支給上限額：20 万円）

助成内容 労務管理担当者に対する研修
労働者に対する研修、周知・啓発
外部専門家によるコンサルティング
就業規則・労使協定等の策定・見直し

茨城労働局では、専門家である「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置し、事業主のみなさまからの相談（例えば、労働時間制度や年次有給休暇取得等に関する事、改善事業の進め方についてのアドバイスなど）に応じています。

年次有給休暇の取得促進の取組事例

年次有給休暇の計画的付与制度の導入を契機として、年次有給休暇管理簿により、各自の年次有給休暇の取得日数を把握しながら、取得促進した結果、事業開始時から 2 年間の取組で労働者 1 人平均取得日数が 13 日増加した。〈製造業 / 6 人〉

年次有給休暇の取得率を向上させる方法を検討をするために、取得率が 40% 以下の社員を対象に「有給休暇の取りやすさ・取りにくさ」について、アンケート調査を実施し、阻害要因を少しずつ解消することにより、取得率が低い従業員への取得促進を図ることとした。〈卸売・小売業 / 182 人〉

【お問い合わせ】茨城労働局労働基準部監督課 029-224-6214

第8次粉じん障害防止総合対策について

茨城労働局では、平成25年に「第8次粉じん障害防止総合対策」を策定し、平成29年までの5か年計画により、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることとしています。

本総合対策は、事業者が講じなければならない措置等の実施を推進するため、じん肺新規有所見労働者の発生状況、7次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況等を踏まえ、対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置等のうち、より防護係数の高い電動ファン付き呼吸用保護具の使用等重点事項として今後5年間に事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的としています。

なお、近年実施した調査結果等を踏まえ、屋外におけるアーク溶接作業及び岩石等の裁断等作業においては、当該作業における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん則及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）が改正され、平成24年4月に施行されたこと、金属等の研磨作業は、じん肺新規有所見労働者の占める割合が高いこと、ずい道等建設工事においては、当該建設工事における粉じん障害防止対策を引き続き推進する必要があること、また、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、次の事項を重点として、取り組むこととしています。

第8次粉じん障害防止総合対策の重点事項

アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
金属等研磨作業に係る粉じん障害防止対策
石材等産地形成地区における岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
から を除く特定粉じん発生源に係る粉じん障害防止対策
離職後の健康管理

【お問い合わせ】茨城労働局労働基準部健康安全課 029-224-6215

石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や労災保険等の対象とならない下記対象の場合には、石綿救済法に基づく救済給付が支給されます。

労災保険給付

対象者	対象疾病
労働者または労災保険の特別加入者 上記の遺族	(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 (e) 良性石綿胸水

救済給付

対象者	対象疾病
労災保険等の対象とならない石綿健康被害者（石綿を扱う仕事をしていなかったかどうかは問いません） 上記の遺族	(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 (c)(d)は、著しい呼吸機能障害を伴うものに限りません。

【相談先】

お近くの労働基準監督署または都道府県労働局

所在地一覧 <http://www.mhlw.go.jp/kousei/roudoushou/shozaiannnai/roudoukyoku/>

《厚生労働省ホームページ》

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html

《独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）》

フリーダイヤル 0120-389-931 / 受付時間 平日9:30～17:30

ホームページ <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

両立支援助成金をご利用ください

従業員の職業生活と家庭生活の両立に取り組む事業主や事業主団体を応援する制度として、「両立支援助成金」があります。下記に記載する要件の他、詳細な要件等があります。申請をご検討される場合は、申請前に茨城労働局雇用均等室（下記参照）あてご相談ください。

中小企業両立支援助成金

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合に支給。

支給対象労働者： 1人当たり15万円（1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで）

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的とした能力の開発及び向上に関する次のいずれか1つ以上の措置（職場復帰プログラム）を実施した場合に支給。

在宅講習 職場環境適応講習 職場復帰直前講習 職場復帰直後講習

支給限度額： 21万円（1企業あたり育児・介護それぞれ5年間、1年度のべ20人まで）

継続就業支援コース

（初めて育児休業を終了した労働者が、平成23年10月1日以後、平成25年3月31日までにでた事業主が対象）
育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、一年以上継続して雇用した事業主であって、育児休業制度、育児のための短時間勤務制度等その他職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度の内容の理解と利用促進のための研修を実施する事業主に支給。

1人目： 40万円 **2～5人目**： 15万円

期間雇用者継続就業支援コース

（育児休業を終了した期間雇用者が、平成25年4月1日以後平成28年3月31日までにでた事業主が対象）
期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則等に規定し、期間雇用者の育児休業取得者を原職、又は原職等に復帰させ、6カ月以上継続して雇用した中小企業事業主にあつて、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に支給します。

1人目： 40万円 **2～5人目**： 15万円

期間雇用者の育児休業取得者が正社員として復帰した場合、1人目10万円加算、2～5人目5万円加算。

子育て短時間勤務支援助成金

少なくとも小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用者が生じた場合に支給。

1人目： 中小企業事業主は40万円、それ以外の事業主は30万円

2人目以降： 中小企業事業主は15万円、それ以外の事業主は10万円

（5年間、中小企業事業主は延べ5人まで。それ以外の事業主は10人まで）

企業において募集・採用
に携わる全ての方へ

男女均等な採用選考ルールを守りましょう

男女雇用機会均等法（以下「均等法」）は、労働者の募集及び採用にかかる性別を理由とする差別を禁止し、男女均等な取扱いを求めています。

また、業務上の必要性など、合理的な理由がないのに、募集、採用において労働者の身長・体重・体力を要件とすること、総合職に転居を伴う転動に応じることを要件とすることは、間接差別として禁止されています。

男女差別のない公平な採用選考活動にお取り組みいただきますようお願いいたします。

性別を理由とする差別とは・・・

募集・採用の対象から男女いずれかを排除すること

募集・採用の条件を男女で異なるものとする

採用選考において、能力・資質の有無等を判断する方法や基準について、男女で異なる取扱いをすること

募集・採用に当たって男女のいずれかを優先すること

求人内容の説明等情報の提供について、男女で異なる取扱いをすること

募集・採用活動を行うに当たっての均等法上の注意点については

厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/rule.pdf>
もご確認ください。

【お問い合わせ】茨城労働局雇用均等室 029-224-6288

審査事件

当該期間中に新規申立てが2件ありました。計6件が係属中です。

新規事件の概要

事件名	業種	申立年月日	申立人の求める救済内容
H25(不) 2号事件	卸売業, 小売業	H25.4.16 個人	1 原職復帰 2 バックペイ
H25(不) 3号事件	製造業	H25.5.16 労働組合 個人	1 配置転換の撤回 2 出勤停止処分等の撤回並びに当該出勤 停止期間相当の賃金等の支払 3 労災申請への協力 4 誠実団交応諾 5 支配介入の停止 6 謝罪文の掲示

調整事件

当該期間中に係属した事件はありませんでした。

個別あっせん事件

当該期間中に係属した事件はありませんでした。

【お問い合わせ】

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL 029 - 301 - 5563 (総務調整課) 029 - 301 - 5568 (審査課)

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/tirou/tirou.htm>

第 84 回メーデーが実施されました



連合茨城（和田会長）は4月27日、水戸市・茨城県三の丸庁舎広場にて、県中央メーデーを開催し、その後、街頭パレードを行いました（参加者約9,000人：主催者発表）。『メーデーは働く人たちが主役 声をひとつに仲間を集めて、安心して暮らせる未来をみんなでつくろう！』



茨城労連（石引議長）は5月1日、水戸市・千波湖公園はなみずき広場にて、県中央メーデーを開催し、その後、街頭パレードを行いました（参加者178人：主催者発表）。『大企業の内部留保還元、賃上げ、安定した雇用と仕事の確保』『消費税増税・TPP参加阻止』等

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。

	勤労者緊急生活資金融資制度	失業者等緊急生活資金融資制度
対象者	県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方	県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方 失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件となります） 勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
用途	自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等） 医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等） 教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等） 災害・交通事故のため必要となった資金 転居費用	日常生活に必要な生活資金
融資額	100万円以内	50万円以内
利率	年利1.7%（別途保証料0.7%）	年利1.2%（別途保証料0.7%）
返済	5年以内（6ヶ月以内の元金据置期間を含む）	
その他	融資利率は、平成25年4月1日現在の利率です。予告無く変更する場合があります。 審査に必要な書類等は下記までお問い合わせください。	

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店

<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部（Tel:029-221-4181）

茨城県労働政策課（Tel:029-301-3640）

茨城労働 Seed 茨城県商工労働部労働政策課
7月号 第676号 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
平成25年7月発行 TEL 029-301-3640
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/>